

## 住民参加部会意見（案）031029 版および 031023 版 に対して委員から寄せられた意見

住民参加部会意見（案）031029 版に対して委員から寄せられた意見.....	1
小竹委員 .....	1
寺川委員 .....	15
本多委員 .....	16
村上委員 .....	17
住民参加部会意見（案）031023 版に対して委員から寄せられた意見.....	24
塚本委員 .....	24
寺田委員 .....	28
藤井委員 .....	29

小竹委員

### 河川レンジャーについて

淀川水系委員会のテーマとして、2002年頃から検討されだした新しい職種であり流域センターの設置と共に展開されることになった。河川の利用、管理、整備、防災に関する人的な組織作りであり、一般的に納得して戴くには難しい問題も含まれている。

地域の特性に応じた理解と説得、取決が必要である。水系流域の行政、自治体、地域との提携に関連し、従来の水防組合、日赤奉仕団、青年団とのかわり、救急隊、消防隊、警察関係等互の業務分担加えて司令基地として流域センターとの国土交通省工事事務所との連絡網、隊員の所属場所等がからんでくる。

これらは始めから否定的に考えないで前向きに厚生行政と同じく出来ることから、即刻出来る地域からスタートさせ、その都度改めてゆくことが大事である。

災害は待っていてくれない！！

従来ややもすると

A. 国土交通省水系担当の皆さんはどうしても川を内から見た災害として対応される傾向があり、

B. 地域住民、都市住民のように川を外側から見た被害者としての捉えかたとの間には地域の差もあって、基本的に意識の差が出るのはやむを得ないことである。

当然過去の歴史からみても起りやすい場所、範囲、程度に差があり、常に予測と日常の実動訓練並びに交流が必要である。

災害だけでない平常時の住民の健康保持、環境、自然保護対策に向けての対応が大切であることはいうまでもない。

常に申していることであるが次世代の子供さんのためにどのようにあるべきかが災害防止以外の水質、自然保護、利用の活性化、文化活動、教育にからんで必要な河川レンジャーの人員配置、要員の確保、業務内容の確立が大切である。

### 参考事項

大阪市淀川区淀川右岸の展開例

・淀川フォーラム実行委員会は N.P.O、地域の各種団体が協力している。

淀川百景、その他ポスター製作、野鳥カルタ、十三地区の太陽、日の出、干潟、野鳥の年間を通しての定例観察、記録写真、ふれあい教育を実践している

・河川敷の利用活動のあり方

地域の主なイベント 年間を通して

- A. 平成淀川花火大会 (地区市民の独自の主催が特徴)  
見物人 60 万人 8 月 3 日 (毎年)
- B. 淀川フォーラム 5000 人 9 月 27 日 (実行委員会、区役所共催)  
名張～赤目四十八滝地区からも参加
- C. 淀川河川敷、市民マラソン、毎日新聞主催  
枚方 十三 フルマラソン、ハーフマラソン 9 月 27 日  
一般全国参加、市民参加
- D. たこあげ大会 年中風向き条件にて実行  
イタリア ベネチアの世界たこあげ大会 世界チャンピオン (原田氏)
- E. 河川敷清掃文化活動 定例 11 月 5 日  
私立英真高等学校生徒会 (C.U.P 運動)  
今年で 4 年目 今後永続的に開催を宣言 (全学生徒 1000 人、PTA、生徒会、淀川ネイチャークラブ)
- F. 一般市民、有志企業の清掃活動も日常展開されている
- G. 月例、野鳥観察会 (第 3 日曜日) 淀川ネイチャークラブ、日本野鳥の会、実施  
十三干潟に年間 127 種が確認される  
ポスター、野鳥カルタ (英文訳も入れる) もつくる  
カルタ大会実施 (小、中、高、社会人)  
商店街の昭和 30 年以來  
つばめ : 十三 インドネシア環境省確認  
十三干潟のシキ類 オーストラリア 16000km シベリア 5 月 10 月 を確認  
イタセンバラ 天然記念物 淀川わんどに確認  
大阪府立北野高校生物部と連携する
- H. 新大阪駅待合室 (JR の了解の上) に 宇宙メダカ水族館 開催 平成 6 年から  
向井千秋氏の宇宙開発事業団 NASA を通しての  
東京大学アイソドープ研究所井尻憲司氏  
日本宇宙少年団 淀川ネイチャークラブ  
年 1 回 日本宇宙メダカシンポジウム 開設 (8 年目)  
学校教育の教材としての連携が起る。大阪府、大阪市、兵庫県、教育委員会、京都府、滋賀県、和歌山県、山梨県、教育大学とつながる。  
宇宙開発事業団 NASA、東大阪市宇宙開発研究会につながる

文化活動の根元 感性の基地ともいえる

十三干潟の地域に限局してみても環境を含めて文化、スポーツ、音楽、写真、絵画、藝術活動への影響は一般住民の趣味、哲学、感性に大きく関連している。対岸に展開する 24 時間にわたる高層ビル、大都会の朝夕の陽光がみせる景観はすばらしいものがあり、世界的芸

術作品の根元になっている。あえて申せばタイの王室から世界三大芸術賞を受けられたり、アトランタオリンピック会場に展示されたり、また、11月にはフランスルーブル美術館に展示される作品のエネルギーにつながっている。

#### 河川レンジャーの人選

堀口博信氏は(淀川フォーラム実行委員会、十三あたりわたらの集い、淀川ネイチャークラブ、淀川飲食組合理事長でテレビ、ラジオを通してたびたび登場もされる)、次世代の子供達の教育の源点にもなっておられる。また、十三中学校の押しかけふれあい教育の推進力になる方であり、後に述べる流域センター、河川レンジャーの展開に地域、企業、行政、学校のつながり役として推薦出来る人物のお一人である。また、淀川区 240 軒の飲食店、理事長の関係で災害時の非常炊出しの担当も了解して戴いている。

#### 日本の音百選「松虫の音」発刊されている

十三干潟附近の草むらは日本サウンドスケープ協会の推選もあって中秋の名月の季節、阪急電車の三複線の鉄橋音の下では松虫の鳴き声が午後 8 時頃『日本の音百選』の中に登録されていて NHK ラジオで実況放送もした。

河川レンジャーは平常時作業内容によって A. 災害対策とは別に B. 自然環境保全協力隊とも云える。将来の日本に備えて

1. 森林、源流、河川、湖、田畑、水田の自然環境保全（野鳥、魚、生物を含めた）又国土、都市の保全を目標とする。

河川レンジャー隊員は災害時のためにも下記のような考えも必要である。

2. 担当地域に居住して、地域に明るいこと。  
（職場をおいていること、一時間以内に出勤可能であること）
3. 特定の専門職、技術職を持った人
4. 健康成人 高齢者でも活動出来る。世話好きの活動家であること、知恵袋である方
5. 協力、出勤人口としてはその内容によって若い世代、小学校高学年5年生以上～中、高、専、短大、大学学生
6. 青年団、ボーイスカウト・ガールスカウト、スポーツ少年団、各種スポーツクラブ、子供会

社会人例としては

7. 福祉協議会、婦人部、町内会世話役
8. 商店街世話役、若丹部
9. 教職員、P.T.A
10. N.P.O（企業）
11. 行政の経験者等、地域住民全般にまたがりお互いに助けあえる日常の交流が大切である。

以上のようなことから、専任事務局として

流域センターは

- A. 国土交通省流域センターとしての仕事、例えば近畿地区枚方工事事務所 淀川福島工事事務所設置が必要とされる。
- B. 地域側の流域センター自治体、地域、行政側の仕事

AとBの両側の対策が必要となる

Bの例 大阪市淀川区役所（内）防災無線を設置して、消防、救急ともつながる。流域センターを置く。

この両者の機能と命令系統を何にするかである。福島事務所は左岸であり、淀川区役所は右岸であり連絡は出来ても人と物の動きに問題があることがあるために、流域センターの設置場所、構造、大きさ、広さ、機能、会議室の面から同じ所における場合と別にしなければ出来ないこともある。

大阪市の場合、区役所への司令は大阪市民政局、災害対策課が窓口になって消防局もその下になっている。

又、非常時災害の場合、安定平和時の場合の河川レンジャーの定員、動員、予備人員の配置をどうするかである。

平常時は河川敷、水面からの

- A. 監視、管理、整備、防止、清掃、指導、防犯、日直当直業務、記録、イベント対策
- B. 地域との連携

- C.教育への指導担当
- D.自然観察、保護
- E.警備、事件、事故、野犬対策、不法投捨対策等がある F
- F.水質測定

**災害時**は **臨機応変**が必要であり、(鉄道、瓦斯、電気、上下水道) 出動のためには**平素の人間関係交流**が重要。破堤、洪水、溢水、その他あらゆる面での**動員力**に関係する。

**救急隊、警察、病院、行政、学校関係、商店街世話役、企業、町会、婦人部、スポーツ団体、趣味のグループ、神社、宗教団体、教会の施設**にも**声がかけられるだけの平素の交流**が必要である。

淀川水系流域の各地の状況で司令部としての流域センターの設置場所、定員の数、対応の仕方は**それぞれの地域で決定**されるべきである。

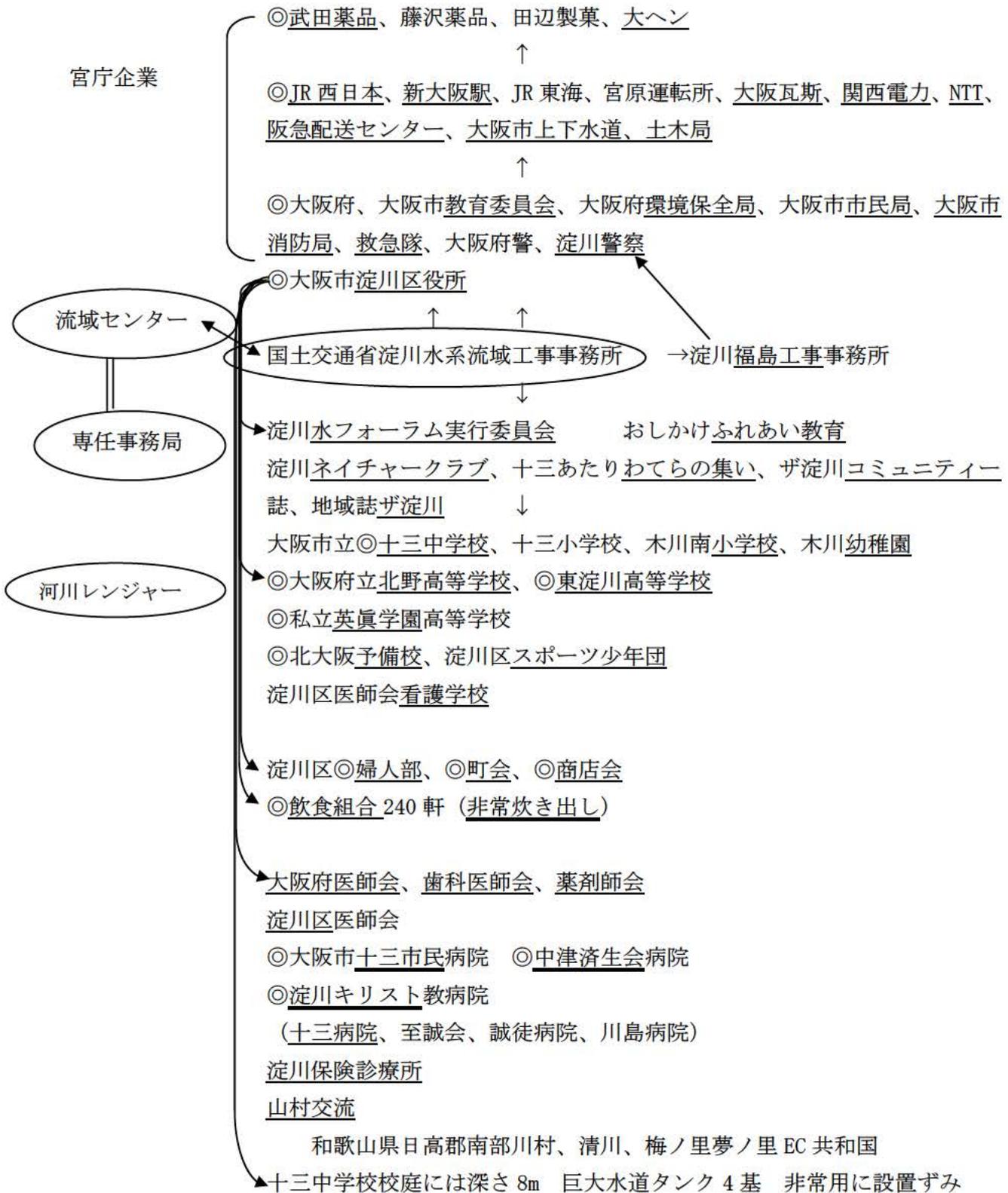
1. **24時間対応**する。(先ず書間を目標として動く)
2. 従来の**水防団、日赤奉仕団、青年団の補強と協力連合体**を目標とする。先にも述べたが。
3. 隊員は**担当地域に居住**していること。1時間以内に**出動**出来ること。
4. **事務、集合、出動場所は既存の公共建物**を利用すること。(箱物の無駄な費用が不要)
5. **当直は学校の公務員室**の利用案もあるが、その**地区範囲に限定**しておれば**自宅が当直室**にもなる。
6. 隊員として、官庁からの**出向者** 昨年、今年の**定年退職者** 鉄道、警察、救急隊、消防隊、学校、官庁、上下水道、瓦斯、電気関係の企業(失業対策)(地域対策)(学校教育) N.P.O 自然対応グループ 商店街若丹部
7. **将来計画**として**文部省、教育委員会**と協議

**中高一環校** ~ **大学**までの次世代の若い人々の**国土保全大学**の**創建**までも考えたい。

淀川水系全体から見て

現地の過去の災害、歴史、自然、環境、教育に経験され認識がある。元気老人は顧問として、動ける活動的世話好きのN.P.Oは指導者として参加してもらおう。各種団体は老若を問わない。24時間対策のためにも要員の確保とに必要である。水系委員会でも皆さんが常に申しておられる日常の官民一体の交流である。重ねて申し上げる将来計画の中に20年~30年先の後継者としての若い人々のために専門職として中、高一環校~高等専門学~国立の 国土交通省、淀川水系委員会、環境省、文部省、自治省、厚生省、名称**国土保全、環境大学**設立をめざしたい。

大阪市淀川区の準備状況



## 河川敷利用の主な行事

- 1.平成淀川花火大会 8月3日 60万人
- 2.淀川水フォーラム実行委員会主催 河川敷フォーラム  
年2回 5000人
- 3.大阪淀川市民マラソン 年3回
- 4.野鳥定例 第3日曜 観察会  
日本野鳥の会 淀川ネイチャークラブ
- 5.淀川たこあげ大会 定例 風の具合  
世界チャンピオン
- 6.随時 消防隊 訓練場 非常物資揚陸  
水防組合 救急隊 水門の開閉点検
- 7.定期的河川清掃 11月5日 英真高等学校全学生会約1000人  
その他企業 個人
- 8.吹奏楽 演奏練習
- 9.野球、ラグビー、サッカー、アメフト、日常運動部利用 北予備校のグラウンド利用
- 10.家族散歩、シジミ狩り
- 11.元旦の初日の出 約500 - 600人 早朝6時

< 「十三広場」チラシ挿入 >

## 問題になる点

世界社会は常に日進月歩に変化しているだけに

1. モーターボート、ウォーターバイク禁止、燃料、ガソリン、水質
2. 滋賀県、京都府、上流地域の産業廃捨物、淀川舟運計画、三川合流 大阪湾埋め立て地
3. ブルーシートの対策
4. 野犬対策
5. 水門閉鎖対策、交通遮断、高潮、津波
6. ライフラインの確保 水、瓦斯、電気
7. 事件、事故
8. 河川敷の利用制限
9. 環境省、特別保護区、自然保護区の制定、禁漁区、解禁日の設定、季節的、時間的、空間的のゾーン制限
10. ピオトープ、桜並木、都市公園対策
11. 水質汚染、環境ホルモン測定 対策と研究
12. テロ対策その他

## 思いつくままに

津波、高潮、水門の開閉時間

ライフライン対策（電気、瓦斯、水道）

それぞれの（台風、水害、地震、火災）復旧の時間

阪神高速7号線の通過位置の問題

伝法線、阪神本線の掛け替え

病院の非常発電器の作動と燃料タンクの容量不足

予備貯水槽の設置状況

特別消防消化ポンプ最新鋭機器・台数

下水道からの逆流状況

3階建以上で老人高齢者の避難誘導

非常物資の揚陸場

ヘリポート、漁業構、ヨットハーバー、小型船舶、港湾局との対応など

金融機関の災害防止も充分と云えない

郵便局、信用金庫、銀行支店が災害直後にどの程度動けるかであり、医療側も重要検査機器が水没しない対策トランスその他必要

中之島時代の関西電力病院、住友病院、大阪大学付属病院の経験を生かされたいものである。

淀	150	淀川フォーラム実行委員会	NPO 等
---	-----	--------------	-------

中間とりまとめに対する意見	十三地区淀川河川公園内に、自然環境を活かした水辺に親しむことのできる自然公園の設置を
対象地域	十三地区淀川河川公園（十三野草地区）付近

## 0. はじめに

まず、貴委員会におかれましては、この間河川整備計画策定に向けて「中間とりまとめ」を発行し、さらには広く一般からも多くの意見を求め、よりいっそう市民のニーズにこたえる形での河川計画策定に向けて努力されていることに深く敬意を表します。

さて、淀川区の特に十三干潟周辺におきましては、以前から野鳥の観察などを通じて淀川の持つ魅力に気づき、さまざまな取組みをしてきた淀川ネイチャークラブなど市民の方々が活動を続けてこられました。

また区ではまちづくりレポート、さらに淀川の魅力のアピールする小冊子「淀川百景」について市民の協力を得て作成発行しました。こうした中でまちづくりに積極的にかかわる人々の中に、川の持つ魅力が淀川区の魅力であると考え、川と人とのかかわりを蘇らせ、広く市民に淀川の魅力のアピールしていこうという動きが形となり、市民と区が協力して淀川フォーラム実行委員会の発足に至り、本年度は、日頃知られることの少ない淀川の魅力を広く市民に知ってもらうため、ワークショップと河川敷イベントを行ってきたところです。

私たち実行委員会は、今回の一連の取組みを通じて、広大なオープンスペースを有し、貴重な自然環境が残る淀川こそ、わがまちの貴重な財産であると再確認してまいりました。そして、より多くの人に川の持つ魅力を知ってもらい、川に親しんでもらいたいという思いから、この取組みを継続していきたいと考えるとともに、今回の「中間とりまとめ」に対しましてこの機会をとらえ、汽水域で都会の中での貴重な自然であります十三干潟周辺地域を何らかの形で保全し活かすことができればとの思いから意見を提出させていただいた次第であります。

## 1. 「中間とりまとめ」に対する意見

現在、淀川区内では十三地区が野草地区として、西中島地区が施設地区として河川公園に指定されております。このうち西中島地区についてはグラウンドや駐車場などが整備されており、休日にはスポーツやバーベキューなど、余暇を過ごす人でにぎわっています。一方十三地区については、野草地区として年に数回ほどはコスモスなどが咲き誇り美しい景観を見せてくれますが、その他の時期については雑草地と変わらずあまり人が寄り付かない現状となっています。また、植生についても本来河川環境で見られるものではありません。これらについては、貴委員会で取りまとめておられる通り、本来の淀川水系の生態系と生物多様性の維持・回復が重要であると認識するところです。

さて今回要望させていただきたいと考えているのは、「自然環境を活かした水辺に親しむ

ことのできる自然公園」の実現についてであります。この自然公園実現のためには、中間取りまとめでも指摘されていることも含め次の3つの要素が必要と考えております。

汽水域での貴重な自然環境である十三干潟とその周辺に広がるヨシ原を、できる限り手つかずのまま保全する。

安心して水に親しむことのできる潮の干潟を利用したせせらぎをつくる。

せせらぎの周囲には、本来の生態系を維持・回復、保全を意識した整備と、環境学習の実現にむけた公園整備をはかる。

まず、十三干潟とその周辺に広がるヨシ原の保全についてですが、十三干潟と周辺のヨシ原には、汽水域に生息する魚介類や、それらをえさとする鳥類などを中心とした生態系ができ、野鳥をはじめ水生生物にとっても重要な場所であり、同時に都会の中の貴重な自然の宝庫となっております。ここでは自然観察会なども多数開かれ、子どもたちが川にふれあい、川から学ぶことのできる格好の場所となっています。この十三干潟とその周辺のヨシ原を、自然保護区のような形で保存することによって、自然とふれあう機会の少ない都会の子どもたちに、貴重な体験と学習の場を提供するとともに、そのことを通じて自然環境を守ることができればと考えています。この場所は、淀川部会中間取りまとめ、15pにある水辺移行帯と同様のものと考えられます。

次に、せせらぎについてですが、この区間に人工的な流れではなく潮の干満を利用してせせらぎをつくることにより、誰でも近寄りやすい水辺空間を生み出すことができます。さらに、せせらぎの周囲には本来河川敷において見られるはずの植生を復元することにより、野遊びができるような環境を創り出すことができます。こちらは、水辺移行帯とは違い人が立ち寄ることができる場所とし、川のうるおいを感じることのできる憩いの空間として活用していただきたいと考えています。

このせせらぎのある自然公園が実現されることによって、中間取りまとめにもある通り、学び、憩うことのできる河川環境が実現されることを願っております。

また、この公園などへは車いすをはじめだれでもが近づけるためのアクセス整備など自治体などとも連携し整備をはかることも必要であります。

## 2. 水面利用のゾーニングについて

十三干潟周辺には約130種類の野鳥が観察されていますが集まってきた野鳥たちも、早朝からレジャーボートやモーターボートが走り回ると、安住の地を脅かされてどこかへ飛んでいってしまいます。特に渡り鳥などにとってこの場所は中継基地的な重要な場所でもあります。しかし、こうしたスポーツ、レジャーを楽しむ人々を一方向的に締め出してしまうこともできません。そこで、淀川の汽水域をいくつかのゾーンにわけ、それぞれのゾーンで目的に応じた楽しみ方、川とのふれあい方ができるように提案したいと考えています(別紙ゾーニング案参照)。

特に、十三大橋より上流の区間については、自然とのふれあいゾーンとして、人間重視では

なく、生物にとってすみやすい川という視点を持って整備にあたっていただきたいと考えております。

### 3．終わりに

これまでの河川に関する施策から大きく転換し、今回貴委員会が、河川整備計画策定に向けて市民の声を最大限取り入れるよう努力されてきたことは市民参加の河川施策実現の端緒が切り開かれた画期的なものと確信しております。また、今回のとりまとめの河川レンジャー(仮称)、流域センター(仮称)についても大変有意義なもので是非実現に向けていただきたいと考えております。最後に、今後のとりまとめにあたりまして、川が人々との生活の中に重要な生活空間として、また淀川水系が琵琶湖から大阪湾まで流域全体で認識共有をはかり子々孫々に貴重な財産が引き継がれるようなものになりますようお願いいたします。今後とも、市民と行政とのパートナーシップに基づいた河川施策が継続されることをわれわれ実行委員会一同、願っております。





4 . 河川レンジャー・流域センター制度実現・具体化に向けて

<新設>p.住-16

4 . 2 . 6 具体化に向けての試行

すでに「宇治川地域河川レンジャー検討懇談会」が活動を始めているが、はじめから、完成された形での制度化はむしろ困難と思われるので、ここにあげた流域委員会意見を尊重しながら、実態に合った河川レンジャー制度をまず試行的に行い、その成果を見ながらより完成された形に具体化するように、流域委員会や住民の意見を聞きながらすすめることが望ましく、早期に実施できるようにすることが重要である。

5 . 河川整備における合意形成に向けて

<挿入>p.住-14 下から 1 行目 下線部分

...始めるのが適当で...

<挿入>p.住-23 下から 10 行目 下線部分

...「原則としてダムは建設しない」とした。

<変更>p.住-23 3、5、7行目

「公衆」という表現を「住民」に変えてはどうか。

河川レンジャーについての意見

第 26 回委員会資料 2-5 「住民参加部会まとめ意見」 住-15 ページ

(3)分限について 4 行目

河川レンジャーの分限については、全国的に見て初めてのケースでもあり現時点では河川管理者においても不確定であろう。試行的に任命するにしても任命する以上それなりの共通条件が必要ではないかと考える。これについては本来的に河川管理者が決めるべき課題であり、つぎのようないくつかの身分が想定できる。ただし河川レンジャーは、と河川管理者の代理人や代弁人ではないことを留意する必要がある。は、お互いに理念や目標がズレないように確認しあうパートナーであると同時に、チェックしあう関係でもある。

先日の委員会までのとりまとめに全く参加ができず、申し訳ございませんでした。次回の検討会に向けては、特に河川レンジャーの部分についてのみ意見募集を行うと伺っていますが、他の部分も含め、全体として気になっていることがありますので、混乱が生じることは承知の上で、一言述べさせていただきます。

以下のことは委員会の場で発言すべきだったのですが、場の雰囲気にも飲まれてしまいました。すみません。ただ、住民参加部会の皆様にはお伝えしておきたく、メールで失礼いたしますが、一筆、お送りさせていただきます。

先日の委員会で承認された第 部に関しても感じていることなのですが、住民意見の反映の実現を急ぐあまり、本質的なことが置き忘れられているように思います。

昨日、会場から「河川管理者が開催する会に出るよういっただけでなく、住民が開催する場にも積極的に河川管理者や委員が出ることも重視してほしい」旨の発言があったことはその象徴ではないでしょうか。

手法は後から考えられる。その前、協働による河川管理の実現のビジョンを

本来、治水・利水・環境のバランスがとれた河川管理を実現するために、生活者の総合的な視点で河川管理を進めていくことが住民参加の本質的な価値であるのに、住民参加そのものが議論の目的になった結果、いかにして「公聴会等」をより実行性のあるものにするか（対話集会の議論）や、いかにして河川管理者と住民とをつなげるか（河川レンジャーの議論）という手法の議論に陥ってしまっている感が否めません。

住民との協働を進めていくうえで最も大切なことは、住民にてこ入れすることの前に、河川管理者と住民が共感できる河川整備の目標を立てること、そして河川管理者がその実現に向けて一貫した態度を見せるだと思えます。目標が共有され、河川管理者への信頼感が回復すれば、住民は日々指導をされなくても、主体的に行動できるはずなのです。

住民は「教育」対象？

住民の願いはより安心できるより豊かな「暮らし」を手に入れることであるはずですが、住民参加部会からの意見では、住民は、より質の高い「河川管理」を河川管理者と共に実現するために「教育される」対象となっています。目的こそ違えど、富国強兵を目指した時代をフラッシュバックする錯覚を受けるのは僕だけでしょうか。

21世紀を目指した委員会ではあったけれども、ここに示されている新たな仕組みの骨組みは、やはり20世紀型であると思えます。

それは、「中央への依存（アメ）」と、中央による管理（ムチ）」です。

文面では河川管理者と住民との「協働」を謳いながらも、実質的に述べられている住民参加の形態では、行政があくまで権力のある「主体」、住民はあくまで「参加」の形になっています。

ダムに関する記述はこれまでの住民参加の延長線上にしかない

何箇所か出てくる、「個別具体的な項目は是までのやり方でよいが、ダムについては違う」旨の記述に関しても、同様の違和感があります。個別事業は行政にお任せ（責任も業務も）しておいて、大きな事業にはちゃんと住民にものを言う機会を、という論旨は、権利と責任を負った民主主義国家の一員とは思えない無責任な姿勢に思えます。

ダムに象徴的に現れている問題の本質は、個別具体的な事業において些細なことと問題にされないことの中に潜んでいます。この部分に目をつぶって大きな事業だけ目の敵にするような態度は、本当の住民参加を実現しようとする態度とは思えないのです。

このような意見を「住民参加」部会が出すことは、最初から住民の自立性を高めようとしている態度とは思えません。

概念で作られた組織は機能しない

河川レンジャーに関する記述についても、概念としては理解できますが、具体的な実体としてどのような人がその立場に就き、その運用がどのように行われるのか、未だに理解できません。

以前部会でも発言させていただいたことがありますが、ここに記されているような「河川レンジャー」のような存在の必要性は認めますが、それを制度として作ろうとしても、いいものはできないと思います。ちょうど、骨格を定めずに粘土だけで立体模型を作ろうとしているように。

ないものねだりよりもあるものさがしのほうが大切ではないでしょうか。今、活用できるものは何かをさぐる作業に、エネルギーを注ぐべきではないでしょうか。水防団は本当にもうダメなのでしょう。自治会は河川レンジャーではないのでしょうか。あるいは、やる気のある河川行政の職員は河川レンジャーではないのでしょうか。

私は、「個人」を河川レンジャーとして任命するという考え方そのものに、反対です。超人のような人を一人つくるよりも、それぞれ不完全ながら補完できる多くの「河川レンジャー」が水系じゅうに住んでいることのほうがよほど大切なのではないのでしょうか。そのような視点で河川レンジャーの部分は書き直しました。

「センター」概念は20世紀型

もう一つ、流域センター構想についてですが、私は未だに存在の必要性に疑問を感じています（第 部には「必要」と述べられた状態で承認されている事柄ではありますが）、核をつくれれば全体を管理できるという発想自体が、20世紀型です。

センターを作れば、そこには情報や力が集まりますが、そうなれば、その地位の奪い合いが生じるでしょう。河川レンジャーをめぐるいろんな議論には、すでにそのような思惑が働いているように思えてなりません。情報や力や富は、普段は分散していて、必要なときに必要に応じて集中する社会の方が、安定した社会だと思います。

したがって、流域センター、というのは、せめて学区に一つくらいこじんまりと存在するものであって、そのネットワークに機能を見出せばよいのではないのでしょうか。流域

に一つあったとしても、結局、これまでの河川管理者よりもきめ細かい情報収集はできないと思います。

以上、もっと早く発信すべきことだったのですが、普段の仕事の負荷で精神的に参っていたためにお送りすることが出来ませんでしたこと、お詫び申し上げます。

-----  
ひき続いて、意見（案）への具体的な意見を述べさせていただきます。  
ご検討願います。

ページ 住 - 1

< 住民参加の理念・目的 >

- ・ 淀川水系は、現在及び将来の住民の共有財産である。
- ・ 河川管理者は、早期の段階から、住民に対し説明責任（アカウンタビリティ）を確保する。
- ・ 住民は、共有財産である水系を管理者にお任せでなく、積極的に参加する。
- ・ そのための活動能力強化（エンパワーメント）の基盤（インフラ）の整備とあわせて、連携と協働の場の設置がなされるべきである。
- ・ 住民、NPO、関係団体とのネットワーク（交流・連携の仕組み）を形成する。
- ・ そのための、専任事務局を持つ流域センター（仮称）を設置する。
- ・ 流域センター（仮称）には多面的に住民と行政の連携を担う河川レンジャーを複数人、配置する。
- ・ 住民等は、河川管理者だけでなく、水系に影響する行政施策にも参加を働きかける。
- ・ 住民は、ライフスタイルが水系に与える影響を自省して生活改善運動を進める。

< 住民参加の理念・目的 >

- ・ 淀川水系は、現在及び将来の住民の共有財産である。
- ・ 住民は、水系からのサービスを受ける権利と同時に、水系を主体的に保全する責務を負う
- ・ 住民は、河川管理者の持たない情報や能力を持っている。
- ・ 河川管理者は、住民から河川管理を付託された主体として、計画の早期の段階から計画実施後のモニタリングに至るまで、住民に対し説明責任（アカウンタビリティ）を果たす責務を負う。
- ・ 治水・利水・環境のバランスのとれた河川管理を実現していくには、河川管理者による一元的な管理から、住民と河川管理者とがそれぞれの特性を生かした協働型の多元的な河川管理へと変革することが不可欠である。
- ・ そのために、分断された住民と河川との関係、住民と行政、住民と住民との関係の再構築が必要である。

【理由】

現在の内容は

- ・「理念・目的」ではなく「手段」が記述されている
- ・記述が並列的で、一貫性がない
- ・住民に対して行動を規程している点で、強権的

と思うので、これまでの議論を私なりに整理して書き直してみました。

ページ 住2

(3) 参加の積極的かつ実質的意義付けについて

6行目

とくに、河川整備の具体的施策における個別的課題と、たとえば、ダム建設というような重要課題とでは、合意形成の内容や手続には質的なちがいがあある。ダム建設についての「合意形成」とは何かについて、河川管理者が流域委員会や関係住民と十分に協議しておく必要がある。

削除

【理由】

前述のとおり

住 - 3

(2) 情報の共有

16行目

また、住民によるすぐれた提案に対するコンクールやコンテスト報奨金制度などもひとつの方法である。

また、住民によるすぐれた提案は積極的に事業化すべきである。それを引き出すためのコンクールやコンテスト報奨金制度などもひとつの方法である。

【理由】

事業化して「仕事」として行う主体になってこそ、NPOや市民も行政と同じように責任ある協働のパートナーだと思います。

(4) 住民の関心と呼ぶ説明書等の情報提供を行うための具体的なヒント

以下を挿入

具体的な計画の目標を示す

予測される社会的・自然的な効果と影響をすべて示す

住 - 4

5.1.2(2) 住民との連携・協働

最終行

調査、モニタリング、意見聴取、合意形成等の場において、能力のある住民団体に対しては積極的に事業委託して行くべきである。

「事業の実施」を加える。例えば、

事前調査、意見聴取、合意形成、事業実施、モニタリング等、河川管理の全ての場において、・・・

住 - 9

4-1 河川レンジャー構想

以下にその構想を掲げる。

しかし、その具体的な内容については提言の段階では不十分であったため、その構想の具体化に向けて議論を行った。以下に、その構想を掲げる。

住 - 10

4-1-1

(3) 河川レンジャー制度創設の意義

このような状況の中、地域の事情に通じた住民や、河川を産業的に利用している人々が河川管理上の役割を担っていくことが求められており、すでに各地で自主的な取り組みが始まっている。

そこで、水防団、地方自治体、町内会・自治会、企業内防災組織などの地縁的な組織やさまざまな活動を行っている住民団体、NPOなどの組織、また、個人的に河川調査や緑化・美化活動等を行っている個人を「河川レンジャー」として登録し、河川管理に関わる人々の相互連携や、河川管理者からの業務委託を円滑化する。

住 - 13

4-2-2 河川レンジャーの人材について

(書換え)

4-2-2 河川レンジャーの登録について

河川レンジャーへの登録は、河川管理者が行うほか、登録を希望する者は誰でも登録ができる。

その際、登録者がどのような実績や能力を持っているのかや、連絡先について、他者が参照できるように、登録項目を定める必要がある。例えば、以下のような項目である。

- ( A ) 組織の場合
  - a ) 組織の成立基盤
  - b ) 組織の目的
  - c ) 履歴、実績
  - d ) 連絡先
- 等

- ( B ) 個人の場合
  - a ) 活動目的
  - b ) 活動履歴、実績
  - c ) 能力、資格
  - d ) 連絡先
- 等

#### 4 - 2 - 3 任命 / 分限 / 待遇

削除

#### 4 - 2 - 4 養成、研修

( 書換え )

#### 4 - 2 - 4 研修、能力開発

よりよい河川管理を住民との協働で実現していくため、研修や勉強会等、河川管理に関わる能力を河川管理者と住民が互いに高めるための場を設けることがのぞましい。その際、河川管理者が住民に教えるのみなく、住民や研究者から河川管理者が学ぶことも多いことを認識すべきである。

研修や学習会のテーマとして、考えられるものを以下に例示する。

河川法・河川行政・・・

#### 4 - 2 - 5 組織

( 削除。流域センター構想のところでも述べる )

#### 4 - 3 流域センター構想

##### 4 - 3 - 1 流域センター創設の意義

( 最終行に追加 )

このようなセンターは、小学校の学区単位で設置されるのが望ましい。学区は地域コミュニティが活きており、また、学校との連携によって環境学習を積極的に進めることができるからである。

周辺地域のまちづくり活動の拠点や郷土資料の展示室を小学校内に設置している事例もあり、そこに流域センター機能を組み込むことも検討が可能である。

5 . 河川整備における合意形成について

住 - 2 0 ページ

5 - 3 社会的合意の判断

( 1 ) 対象とする・・・しかし、影響が大きい事象では

削除。

【理由】

些細なことであっても対話は必要。

住 - 2 3 ページ

5 - 7 ダムをめぐる合意形成

( 4 ) の 4 行目

提言では一般の整備計画に比べると・・・

削除。

【理由】

この記述に論理性を見出せません。

## 住民参加部会意見（案）031023 版に対して委員から寄せられた意見

### 塚本委員

10/26 に提出後、11/10 に修正（11/10 修正箇所については、 で囲んでおります）

#### 1 . 追加、修正、削除

p.1 1.1) の下から 4 行目

連携を担う体験と経験の実績をもつ河川レンジャー

p.1 1.1) の下から 1 行目

住民は、ライフスタイルが水系暮らしぶりと水系が相互に与える～自省して生活をともなうまちの再生を含む改善運動を

p.2 1.3) の 5 行目末

...について、住民および住民相互の...

p.3 5.1.2(1)1) 1 行目

...行動する住民を育てる見出し待つ必要がある。

p.3 5.1.2(1)2) 14 行目の後 追加文章

...大切と思われる。また一方、情報は貴重な内容と質のことでもあり、求め合う切実さの中で互いの信頼関係の形成過程での補完のためのものであることも忘れてはならない。（情報公開を含む情報社会の現在、どこが巨大な利益を得、何が支配的なのかにも留意しながら、「情報公開」の有効性を適切に用いなければならない。）

p.4 5.1.2(1)4) 上から 4 行目 の次に追加文

住民自身が自らの行為や活動によって参加、参画すれば、学びとともに望ましい具体または納得となる「達成」を実感できるプロセスと内容の提供

p.4 5.1.2(2) 12 行目

...理念のもとに、そのひとつとして河川流域センター...

p.5 5.2 4 行目文末

...集会などが必要有効である。

p.5 5.2.1 3行目文末

...知見の活用をも図る。( 近い将来セットされた外から、地域・流域再生の合意を得た自主、自立の住民活動での「計画」提案が出される可能性もある )

p.5 5.2.4 2行目

...水質や水の状態にも詳しい... ( 20~30年を見据えれば自然に近づける川の連続性からも水質が水の状態として一体であることを常に認識することが望ましい )

p.5 5.3 2行目

...役割分担を明確にする検討していく必要性がある。

p.5 5.3 3行目

...を検討し、出来るところから実現することが必要である望ましい。

p.7 5.7 上から8~10行目

ダムについては~記載すべきである。( 3行すべて削除 ) ( 意見の「合意」参照 )

p.7 3-1 2行目

...するに際してのいち手法案として...

p.8 3-3 5行目

住民参加手法がも考慮されるべきで必要がある。

p.8 3-3 の末尾に追加

...聞き反映させる内容

p.8 3-4 (1) の1行目

...協議会にではまず現状の実態を共有、把握していくことが基本として必要であり、そのためにも構成メンバー...

p.8 3-4 (1) の1行目

...住民団体・有識者が可能なかぎりにおいて参加できる...

p.8 3-4 (1) の2行目末

...参加できるようにすべきであるすることが必要かつ有効となる。

p.8 3-4 (2) の3行目

準備会委員選任の有効で公平な・公正・透明性確保は当然である。

## 2. 意見

以下は全体にわたる主な要因についての意見として受け留めて頂きたく、どの位置での例も記して、述べさせていただきます。

<例 . p.2 5.1.2(1)の前文に対して>

- 流域、地域特性とともに、住民の現状と実態の把握に努めることは必修であろう。
- 委員会（各委員）と主体的活動実績をもつ住民との対話と交流による相互の学習が必要。
- 委員会への一元化、統合化は住民の今後の自主、自立、自治への主体性の興りを削ぐ危険性を含む。

<例 . p.4 5.1.2(2) 15行目までの内容に対して>

- 河川管理者、委員会、河川管理者と委員会、流域協議会等と主体的自主、自立住民など、「河川計画」実施後の実現に向けての初期および試行段階で、いい意味での、その内容と質を競い合うことも必要であろう。

<例 . p.4 5.1.2(2)の内容の後>

- よく表現される連携と協働については、特に連携の関係づくりは定めにくい難しい問題である。連携には幅広い内容と質があるが、元来、日頃の問題に取り組み築き上げていく過程で互いの共通のテーマを知って、その目的達成に向けての質実で着実な互いの実績への信頼と共感による補完と共働を自主、自立の独自性を尊重と尊敬によって保ちながら、また互いの発展を願って築く関係である。したがって安易な仲良しクラブ的では例え表現が連携であっても、実態として連携ではない。今までにもこのタイプは数多く出現しているが、名を連ねるのみで「河川計画」の推進には妨げになりかねない。従って各位、じっくりと体験、経験または現場での学びながら取り組んで頂きたい。

<例 . p.5 5.1.2(3)の後>

- 「住民」には無感心（我さえ良ければ）や組織としても個々の人の意志が反映されていない形のみでその代表の我が強いものもあり、また消極的で一過性の参加、そして日頃の困難な問題に対して地道に活動の積み重ねによる参画まであり、幅広い。主体的住民活動、またその「人のネット」による他省、自治体分野、関係機関、団体等との繋ぎや調整が複合作用することが本「河川計画」の推進と実現に向けて欠かせない程の有効性と効力を持つと思われる。

<例 . p.5 5.3 の 4 行目後 >

- 「流域センター、河川レンジャー」については本「河川計画」実施での余白と解釈する。しかしこの余白は要ともなり得て、重要な可能性と効果の役割を果たし得る。そこでこの形成は難しい、形を急ぎ内容と実体がともなわない折は、むしろ妨げとなる恐れもある。本「河川計画」の推進の実施によって、2年程の試行の過程で、その必要性から順次治まることが最善策ではないかと考えられる。

<例 . p.5 5.3 の後 >

- 「...すべき」の表現が多すぎる。ここでの内容は単に河川管理者と住民または前者と流域委員会の二極間の問題ではない。河川管理者も住民も相互関係があり、自治体分野、住民も各々あってこの「計画」は会社のそれぞれの分野、人たちの役割によって実現、達成が可能となる。住民自体も多様なネットや繋がりとなり、複合体、多極的となる。そこで「...すべき」の言葉も出来るだけ他の「自在性と自由度を持った同意語に置き換える方がその内容とともに馴染みやすいと思われる。

<例 . p.7 5.7 末部 3 行を削除の前 >

- 「合意」を常に原点にテーマとして据えることはいいが、新たな「河川計画」に向けては常にまたすべてに「おいて」河川管理者を始め、流域委員会委員そして日頃の住民活動など「合意」を「背景としており、ここであえて、直接表現せず、それぞれの表現としてから」、またその過程での試行錯誤の結果としての「合意」でよいのではないだろうか。

魚道を含む 「.」三次元<不規則、不確定からの確かな秩序>工法による連続性の回復の私見を参考願いたい。魚たちが上流に行くには多様な水の流れの状態があるため、その種類の特性に合うところを選んで登ればよいことになる。また水位が変化すればどの場所とは特定できないが、その流れの水状態は不規則性とともな多様が出現するため、ほぼ確保されているだろう。この様に住民参加にも多様な「取り組みと」方法がある。流域再生ではこの多様な住民参画が興らなければ実現できないだろう。従って画一的で決めつけるような（正義と解決方法はひとつ）といった従来の静的に固定化された制約ではまたきちとすればする程「その」有効期限は早まる事になる。

淀川水系流域委員会 住民参加部会意見書(031023)について

1、P5、「4.1 流域委員会活動と一般意見聴取のとりくみ」

(1) 10行目

「実際に「対話集会」形式の討論会を実施して、実地体験を行った。」

とあるのを、

「望ましい住民意見の聴取・反映の方法を模索した。」

に変更する。

<理由>

委員会が行った一般意見聴取の会は、「対話集会」と呼びうるものではないから。

(2) 11～13行目

「流域委員会のこの活動は、・・・・・・・・その原型となるだろう。」

とある3行部分を全部削除する。

<理由>

流域委員会の活動が「流域センター」のありようを示したと評価し、かつ、流域委員会の活動と役割そのものが「流域センター」の原型となると明言しているが、このような議論は行われていないし、また、委員会の委員がもつ「流域センター」についてのイメージも一様ではないから。

2、P9、「6.2 会議形式」

4行全部を、次のとおりに変更する。

「会議は、円卓会議を主としながらも、河川管理者と住民、住民間どうし、河川管理者・住民と自治体代表等との間で実質的な討論、意見交換を行うことが出来るように、柔軟に行うことが必要である。」

<理由>

会議は、「整備計画の合意形式を計る」ものではなく、また、会議の形式は固定的なものではないから。

p.6 5.5.2 河川敷

- ・名称は「河川保全委員会河川再生委員会」が適当である。その中で利用部会を設けることは考えられるが、最終意見は保全委員会で決定すべきである。

理由：現状の河川は保全すべきカタチから程遠くなっている。本来の河川に戻すという意味と住民の positive な参加をも意識するものとして再生ということばにこだわりたい。